

## 第5章 目標を実現するための施策

### 1 安心（安全・快適で安心できる給水の確保）

#### 1.1 浄水段階における水質向上

現状の浄水方法は原水水質に対して基本的に対応できており、今後もこれを維持するとともに、浄水管理を徹底して行います。

今後、原水のカビ臭物質等の濃度が高くなる場合は、その状況をみながら、高度浄水処理の導入を検討します。

また、浄水中のアルミニウム濃度の低減等を目的として、凝集剤にポリシリカ鉄凝集剤（PSI）を用いることについて、有効性等の検討を行います。

また、給水の残留塩素濃度を低減できるように、配水池等における追加塩素注入設備の整備を行います。

水源である吉野川については、関係機関と連携して、環境や水質の保全に努めます。

#### 施策概要

浄水方法の検討

- ・ 高度浄水処理（粒状活性炭処理等）
- ・ ポリシリカ鉄凝集剤（PSI）

追加塩素注入設備の整備

関係機関と連携した吉野川の環境や水質の保全

## 1.2 給水段階における水質向上

### (1) 鉛製給水管の更新

現在、鉛製給水管の更新工事については、メーターから上流側の給水管は、水道本管工事にあわせて更新しており、またメーターより下流側の給水管については、お客様の負担で取替えていただいています。

鉛製給水管の更新により、給水水質が改善されるほか、漏水削減効果も期待できるため、鉛製給水管の根本的な解消が必要であると考えています。

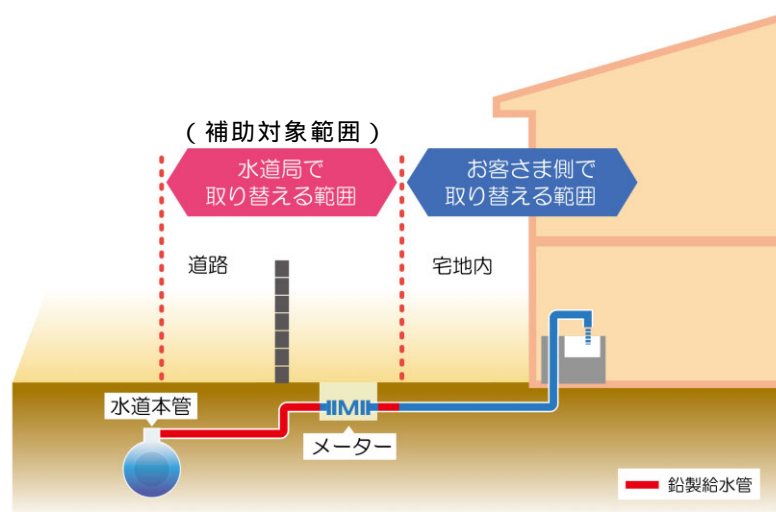
#### 施策概要

##### 補助制度の検討

早期に鉛製給水管をなくすため、現行の本管工事にあわせた更新とともに、積極的に鉛製給水管の更新を行うため、新たに補助制度の創設を検討します。

##### 市民のみなさまへの周知徹底

メーターより下流側の給水管の更新については、広報等により更新の必要性を市民のみなさまに周知します。



鉛製給水管の更新

#### 業務指標における目標値

1117 鉛製給水管率(%) 15.0%(将来的には0.0%)

補助制度の創設と、積極的な広報によって鉛製給水管の解消を目指します。

(2) 貯水槽水道等の衛生管理

貯水槽水道のうち、貯水槽の容量が10 m<sup>3</sup>を超えるものについては、簡易専用水道として水道法により管理基準や定期検査の義務が定められています。

また、貯水槽水道の85%を占める水道法の規制を受けていない小規模貯水槽水道(10 m<sup>3</sup>以下の貯水槽)については、「徳島県小規模受水槽水道衛生対策要領」及び「徳島市水道事業条例」により管理基準が定められています。

このため、小規模貯水槽水道の設置者に対して、貯水槽等の清掃、検査、日常点検等の管理方法を示した文書を送付し、貯水槽管理の徹底などの啓発を図ります。

施策概要

貯水槽設置状況の把握

既存の貯水槽水道について、設置者等の調査を行います。

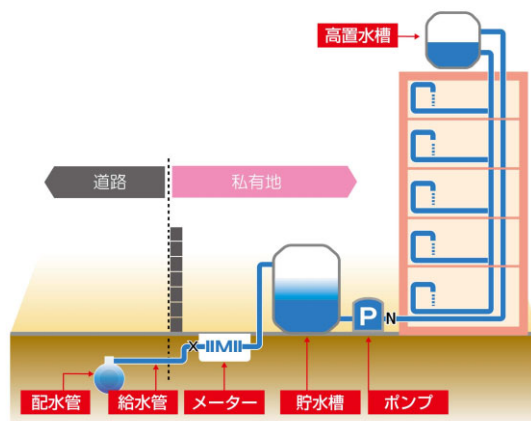
設置者への指導・助言

10 m<sup>3</sup>未満の貯水槽水道の設置者または所有者に対して、貯水槽等の清掃、検査、日常点検等の管理方法等を示した文書の送付等により、指導・助言を行います。

業務指標における目標値

5115 貯水槽水道指導率(%) 85.0%

水道法の規制外の小規模貯水槽水道設置者に対し、指導、助言を行います。



貯水槽水道

(3) 直結給水の拡大

貯水槽式による給水は給水水質の劣化が懸念されるため、直結給水をできる限り拡大します。

直結給水の拡大に向け、積極的な広報を行うとともに、中高層階の建物への直結給水に向け、直結増圧式の導入を検討します。

直結給水に変更することにより、給水水質が向上するほか、給水装置の管理が容易となり、給水設備費の低減、建物スペースの有効利用も可能になります。

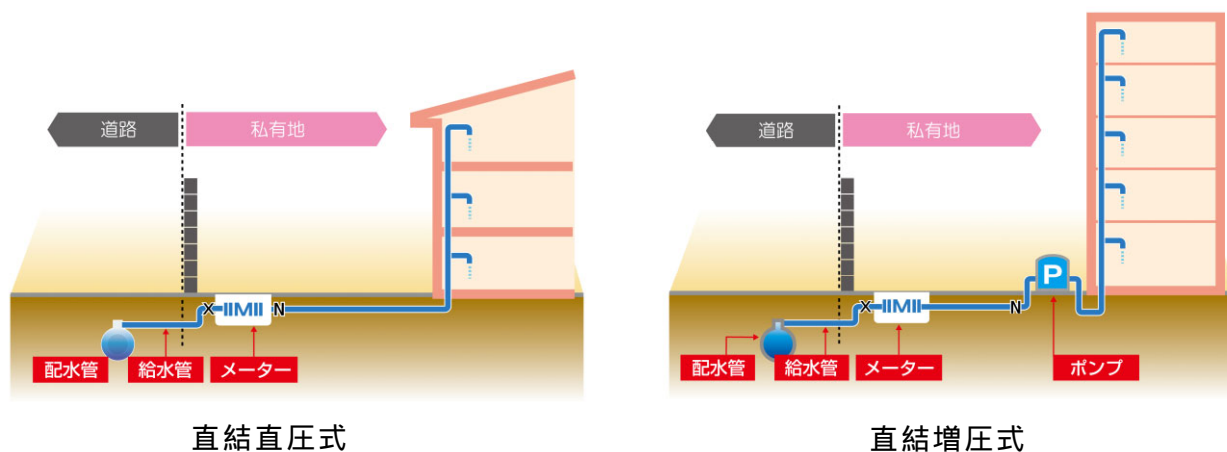
施策概要

管路整備

3階建て直結給水拡大のため、必要な管路整備を行います。

直結増圧式の導入

中高層階の建物への直結給水を行うため、直結増圧式の導入を検討します。



### 1.3 水質監視・検査の強化

原水水質の監視をより適切に行うために、連続水質自動監視システムを拡充するとともに、吉野川流域の関係者等との連携を強化します。

給水水質管理の強化に向け、水質検査の精度・信頼性を向上するため、水道GLPを導入するほか、給水水質自動監視設備の導入を行います。

#### 施策概要

##### 原水水質の管理

原水の水質監視を強化するため、油分自動監視システムを導入します。

また、吉野川水系水質汚濁防止連絡協議会、警察および水源流域の水道関係者等との連携を強化し、吉野川の水源水質事故時における情報連絡等をより一層、的確・迅速に行うことができるようにします。

##### 給水水質の管理

水質検査の精度・信頼性を向上するため、水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)の導入を目指します。

給水水質の監視を強化するため、給水栓において色度・濁度・残留塩素の3点について24時間連続して監視可能な連続自動水質監視装置を導入します。



水道 GLP

#### 業務指標における目標値

1103	連続自動水質監視度(台/(1000 m <sup>3</sup> /日))	0.050
------	---------------------------------------	-------

連続自動水質監視装置を水系別に5か所程度設置します。